

令和6年7月7日

各位



## 食中毒事故発生に関するお知らせ

弊社が給食業務受託をしております施設（山梨県北杜市）において食中毒事故が発生いたしました。

発症された入所者様とご家族様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、多くの関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

2024年7月7日付けで、所轄である山梨県福祉保健部中北保健福祉事務所(以下、所轄保健所)の結果が判明し、行政処分の内容が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 食中毒事故の内容

2024年7月3日(水)から当該施設の入所者様ならびに職員様複数名に下痢の症状が見られたため、所轄保健所の指示に従い対応を行ってまいりました。保健所での検査の結果、検体10名分のうち、9名分からウェルシュ菌が検出されました。

#### 2. 行政処分の内容

病因物質：ウェルシュ菌

行政措置：営業停止3日間（2024年7月7日から2024年7月9日）

処分年月日：2024年7月7日

処分理由：食品衛生法第6条違反

#### 3. 対応・対策

当該事業所における調理業務は7月3日より停止し、別の調理施設にて調理を行い、配送による食事提供への切り替えを実施しております。

弊社は、日頃より「安全で安心な食事サービスの提供」に心がけ、衛生管理体制の徹底に努めてまいりましたが、この度の事故を厳粛に受け止めております。今後は保健所の指導に従い、再発防止・安全強化を図り一層の衛生管理体制に努力いたす所存です。

以上